

大阪府特別支援教育就学奨励費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号。以下「法」という。）第2条第1項の規定及び法第2条第1項の規定に準じて大阪府（以下、「府」という。）が支弁する特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）に関し、法、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年文部省令第157号。以下、「令」という。）、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行規則（昭和29年文部省令第20号）、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額の算定及び需要額の測定要領（令和6年5月28日付け6文科初第509号。以下、「収入額の算定及び需要額の測定要領」という。）、特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱（昭和62年5月22日文部大臣裁定。以下、「交付要綱」という。）及び文部科学省が定める特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 就学奨励費は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ、特別支援学校等（法第2条第1項の規定に準じる支給の対象については、府立中学校及び府立高等学校を含む。以下同じ。）への就学の特殊事情にかんがみ、特別支援学校等へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校等への就学のため必要な経費の一部を支弁することにより、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 特別支援学校等 府又は府に包括される市町村が設置する特別支援学校並びに府が設置する中学校及び高等学校
- (2) 児童等 幼児、児童又は生徒
- (3) 保護者等 幼児、児童又は未成年の生徒については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に必要な経費を負担する者

(対象経費)

第4条 府が支弁する就学奨励費のうち、法第2条第1項の規定に基づく支給の対象となる経費は、交付要綱別記1の「負担対象経費」の欄に定めるとおりとする。

2 府が支弁する就学奨励費のうち、法第2条第1項の規定に準じる支給の対象となる経費は、交付要綱別記2及び別記3の「補助対象経費」の欄に定めるとおりとする。

(支弁の区分及び対象額)

第5条 府は、収入額の算定及び需要額の測定要領に規定する方法で保護者等の負担能力の程度に応じ令第2条に規定する区分を決定する。

2 府が支弁する就学奨励費のうち、法第2条第1項の規定に基づく支給の対象となる経費の範囲及び額は、交付要綱別記1の「負担対象経費の範囲」の欄及び「負担対象額」の欄に定めるとおりとする。

3 府が支弁する就学奨励費のうち、法第2条第1項の規定に準じる支給の対象となる経費の範囲及び額は、交付要綱の別記2及び別記3の「補助対象経費の範囲」の欄及び「補助対象額」の欄に定めるとおりとする。

(経費の支給)

第6条 就学奨励費は、特別支援学校等の校長が金銭をもって当該学校に就学する児童等(交付要綱の別記2の規定に基づき就学予定者への支給を行う場合において、本条中「就学する児童等」とあるのは「就学する予定の児童等」と読み替えるものとする。以下同じ。)又はその保護者等に対して支給しなければならない。ただし、令第4条に規定する特別の事情があるときは、現物をもって支給することができる。

(経費に関する資料の提出)

第7条 特別支援学校等の校長及び特別支援学校等に就学する児童等の保護者等は、大阪府教育委員会(以下、「教育委員会」という。)の定めるところにより、府が第5条の規定により支弁すべき経費の算定に必要な資料を教育委員会に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、就学奨励費の支弁に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年2月10日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年1月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。